近 畿 共 済 安 全 通 信

交通事故が発生したときの措置

事故が発生した場合、ドライバーは救護や通報などをしなければならない義務があります。 万が一、現場を立ち去ったり、車を持ち去ったりすると、【**ひき逃げ**】で厳罰処分となります。焦らず落ち着いて、以下の措置を行いましょう。

①ただちに車を止め、事故概況を確認

軽微に思える事故でも、以下のような事故概況を確認しましょう。

■ 死傷者はいるか ■ 事故車は自走可能か ■ 危険物が流出・飛散していないか

。 誰か きてください

■ 事故衝突地点

②負傷者がいたら、応急救護処置を行う

軽いけがでも必ず警察官に報告し、 外傷がなくても頭部などに衝撃を受けたときは、 後遺症が起きた場合に備え、医師の診断を受けましょう。



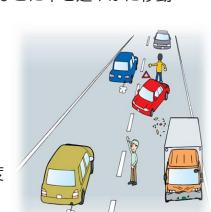
以下のことを素早く行いましょう。

- 車が自走できる場合は、事故現場近くの路肩や空き地などに車を速やかに移動
- ハザードランプを点灯する
- 発煙筒などで後続車に合図 停止表示器材を設置
- ガラスなどの飛散物の除去

4 警察に報告し、指示を受ける

110番通報し、以下の事項を報告しましょう。

- 事故発生の日時・場所 死傷者の人数や負傷の程度
- 損壊物・損壊の程度 事故車の積載物
- 事故現場で講じた措置



AEDを持って きてください

その後、会社に連絡し、上司や安全運転管理者に必ず報告しましょう!